

雨水貯留施設及び雨水浸透施設の管理に関する協定書

西尾市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱に基づく補助金（ 年 月 日付け 西営第 号）の交付を受け設置した、次の雨水貯留浸透施設とする。

所 在

施設名

第2条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的に沿った機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、施設の維持管理について指導し、又は助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事の完成後、施設自体に変形、破損、浮き上がり等が生じ、又は施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙は、転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得よう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し、決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 西尾市寄住町下田2番地
氏名 西尾市長 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩